

# 3年間の効果額約24億円

## 「高島市経営改革プラン（第一期）」実施結果

高島市では経営改革プラン（計画期間、平成18年度から平成20年度）を策定し【子どもたちに過重な負担を残さないための財政運営】・【人材育成と職員意識改革】・【市民が主役となる行政運営】を目標に掲げ、これに基づき行財政改革を推進してきました。

3年間の効果額として、24億9百万円の経費削減や収入増加が図れました。市民の皆さんには、改革への取組にご協力いただきありがとうございました。ここにその実施結果（効果）を取りまとめましたのでお知らせします。  
(行財政改革推進室)

経費削減額合計	20億2,500万円
収入増加額合計	3億8,400万円
合計	24億 900万円



### 高島市経営改革プラン実施結果（効果額）

実施項目	実施内容	区分	効果額等成果	備考
事務事業の見直し	※1 事務事業仕分け（48事業）	削減	▲ 2億864万円	19年度の施設仕分けにおいては、不要、民間委託とされたものがなく直営（改善）が全てであり、削減できなかった。
	※2 施設仕分け（113施設）	増加	7,963万円	
	※3 イベント仕分け（7件）	削減	▲ 1,563万円	
	小 計	—	▲ 1億4,464万円	
公用車の一元管理	公用車の削減	削減	▲ 95万円	削減台数3台
節約オフィス活動の推進	※4 環境マネジメント（LAS-E）	削減	▲ 949万円	電気、灯油等の節減
補助金の見直し	補助金の削減	削減	▲ 6,430万円	前年度対比▲3%
民間委託の推進	※5 指定管理者制度の導入	削減	▲ 1億685万円	指定管理施設76施設
	民間への業務委託	削減	▲ 863万円	学校給食業務一部委託 防犯灯維持管理業務
	小 計	—	▲ 1億1,548万円	
受益と負担の適正化	使用料・手数料等の見直し	増収	+ 8,605万円	施設使用料、上下水道料
財政の健全化	※6 公債費の繰上償還	削減	▲ 4億110万円	繰上償還利息分
滞納金の徴収	インターネット公売の実施	増収	+ 137万円	4回実施
市有財産の売却	※7 普通財産（土地）の売却	増収	+ 2億8,959万円	売却面積・24,345.13㎡
新たな財源の確保	※8 ふるさと納税	増収	+ 546万円	寄付者・85人
	広告料	増収	+ 188万円	広報たかしま・ホームページ・封筒・今津スタジアム等への掲載
	小 計	—	+ 734万円	
人事評価と給与の適正化等	職員給与等の削減	削減	▲ 5億2,036万円	給与、手当等の削減
適正な定員管理	職員数の適正化へ向けた取組 平成18年度	削減	▲ 2億1,904万円	(退職者数は純減数) 退職者40人の人件費
	平成19年度	削減	▲ 2億9,738万円	退職者35人の人件費
	平成20年度	削減	▲ 2億5,268万円	退職者33人の人件費
	小 計	—	▲ 7億6,910万円	退職者数合計108人

「▲」＝経費が削減できたもの、「+」＝増収が図れたもの。「※」については、用語の解説をご覧ください。

#### 「用語の解説」

- ※1 事務事業仕分け  
市が行っている事業について、事業の改善や民間委託、廃止等、今後の事業のあり方を検討する施策
- ※2 施設仕分け  
市の施設について、民間委託や廃止等、今後の施設のあり方を検討する施策
- ※3 イベント仕分け  
市が行っているイベントについて、内容の改善や民間委託、廃止等、今後のイベントのあり方を検討する施策
- ※4 環境マネジメント(LAS-E)  
市が環境への取組を推進するための基準や目標を定めること。
- ※5 指定管理者制度の導入  
市の施設の管理運営を民間等に代行させることにより、サービス向上等を図る制度
- ※6 公債費の繰上償還  
市が借り入れた地方債（借金）を、償還計画を繰り上げて償還するもの。支払い利息の軽減という財政的効果がある。
- ※7 普通財産の売却  
将来的に使用する見込みがない市が所有する土地を売却すること。
- ※8 ふるさと納税  
自身の出身地にかかわらず、自分が関心のある自治体などに寄付ができ、その金額に対して税金が控除される制度



10月1日 から

# 全ての乳幼児の医療費無料化

## 乳幼児の福祉医療費助成制度

### 【これまで】

- 対象者  
小学校就学前までの乳幼児  
(保護者に対する所得制限あり)
- 本人負担  
・入院－1日当たり1,000円(月額14,000円が上限)  
・通院－診療報酬明細書1件当たり500円  
・所得制限で、受給対象からはずれた場合は2割負担



### 【10月1日から】

- 対象者  
小学校就学前までの乳幼児  
(所得制限廃止)
- 本人負担  
無料 (通院・入院とも自己負担金なし)  
※ただし、保険診療に限ります。



**より一層の子育て支援を図ります**

高島市の乳幼児福祉医療費助成制度は、これまで滋賀県の制度内容に準じて助成を行ってまいりました。しかし、少子化が急速に進むことが予測される中で、誰もが安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境づくりを進める必要があります。こうしたことから、保護者の子育てに関する経済負担を軽減するため、今年10月1日から、出生から小学校就学前までの乳幼児の通院および入院の自己負担に對して、市が単独で助成するとともに、乳幼児の福祉医療費助成の所得制限を廃止して、すべての乳幼児の医療費（保険診療に限る）を無料化します。

## 軽傷なのに救急外来「コンビニ受診」を控えませんか？

### ○コンビニ受診とは？

一般的に外来診療を行っていない休日や夜間の時間帯に、救急外来を受診される緊急性のない軽症患者者の行動（受診すること）のことです。

例えば、「平日休めない」、「日中は用事がある」、「明日、仕事があるから」等を理由とし、休日や夜間に重症者の受け入れを対象とする救急外来を受診する行為です。

### ○なぜ、コンビニ受診がいけないの？

このような受診形態の患者さんが増えると、重症の患者さんへの対応や、入院中の患者さんが急変した場合への対応が困難になったり、医師が休養を十分にとれず、翌日以降の診療に支障をまねくなどの一因となってしまふ可能性があるからです。これからも節度ある受診を心がけましょう。

### ○休日や夜間の時間帯に受診したいときはどうすればいいの？

小児救急電話相談が実施されています！  
小さなお子さんのおられる保護者の方が、休日・夜間の急な子どもの病気やケガにどう対処したらよ

いのか、判断に迷った時に、電話による相談ができる小児救急電話相談が行われています。

- ▼相談日時  
・平日および土曜日 18時～翌朝8時  
・日曜日、祝日および年末年始（12/29～1/3） 9時～翌朝8時

- ▼相談電話番号  
・「#8000」  
一般電話のプッシュ回線、携帯電話、公衆電話など
- ・「077-524-7856」  
一般電話のダイヤル回線、IP電話など

- ▼相談体制  
・短縮電話#8000をプッシュまたは077(524)7856に電話することにより、相談窓口へ自動転送され、臨床経験のある看護師または保健師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診した方がいいか等のアドバイスが受けられます。

☎保険年金課 ☎(25)8137  
健康推進課 ☎(25)8078



お知らせ 拡大版  
タウン  
トピックス  
暮らしの  
情報  
みんなで  
575  
消費生活  
省エネ長者  
教育委員会  
健康生活  
だより  
国保年金  
図書館  
窓口だより  
歴史散歩

お知らせ 拡大版  
タウン  
トピックス  
暮らしの  
情報  
みんなで  
575  
消費生活  
省エネ長者  
教育委員会  
健康生活  
だより  
国保年金  
図書館  
窓口だより  
歴史散歩